

仕事と育児の両立を応援します

ファミリー・サポート・センター サポートの手引き



徳島県

①相互援助について



- 子育ての手伝いをしてほしいとき
- 子育ての手伝いをしたいとき



まず、会員になっていただきます！

ファミリー・サポート・センターは、子を持つすべての家庭を対象に、子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が会員となり、地域で相互援助活動（有償）を行う事業です。

センターは市町村または市町村から委託等を受けた団体が運営しており、会員同士の相互援助活動のマッチングや連絡、調整、提供会員に対する講習会や会員同士の交流会などを実施しています。

ファミリー・サポート・センターは、平成 27 年 4 月より国の「子ども・子育て支援新制度」の中の「地域子ども・子育て支援事業」の 1 つに位置づけられました。

依頼会員

ファミリー・サポート・センターを設置している市町村に在住しているか、同地域の事業所に勤務している人で、0歳から小学校6年生までの子どもの育児の援助を受けたい人。

提供会員

ファミリー・サポート・センターを設置している市町村に在住している人。

心身共に健康で、自宅等で子どもの預かりなどの援助ができる人。

育児に熱意や関心があり、育児を通して社会参加をしてみたいと思っている人。

資格・経験は問いませんが、センターの実施する講習会に参加していただきます。

両方会員

依頼会員と提供会員の両方を兼ねることができる人。

※会員として登録できる要件は、各センターにより異なります。該当地域に在住の人以外に、在勤、在学、短期の人なども登録できる場合がありますので、まずは各センターにご相談ください。



②援助活動について

ファミリー・サポート・センターは、保育施設等で対応できない育児のニーズに対応するものです。長時間の継続的な保育ではなく、依頼会員の一時的・突発的なニーズに応えようとするものです。

次のような援助を行います

内	容
保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り // からの迎え及び帰宅後の預かり // からの帰宅後の預かり 児童の放課後の預かり 放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かり // からの帰宅後の預かり 子どもの習い事等の送迎や付添い	保育所・学校等の休み時の援助 保育所等の施設入所前の援助 保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助 // からの求職活動中の援助 保護者の冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の援助 保護者のリフレッシュや外出の場合の援助 保護者等の病気、その他急用の場合の援助

病気(回復期を含む)の子ども預かりについては、一部センターのみ対応しております。

(R6.1月現在 徳島・板野東部・かいようファミリー・サポート・センターが対応しています)

注意事項

- 1 子どもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他子どもの安全が確保できる場所です。近くの公園で遊ばせたりすることもできます。また、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設でも預かることができます。
- 2 通常1対1での援助が基本となりますが、兄弟姉妹での利用の場合はその限りではありません。(病児・病後児を預かる場合は、1対1での援助となります。)
- 3 登録されている提供会員の中から活動可能な方を探しますが、100%条件に合う方が見つからない場合もあります。
- 4 家族・親族間の援助は、ファミリー・サポート・センターの会員としての活動とは認められませんので、ご注意ください。

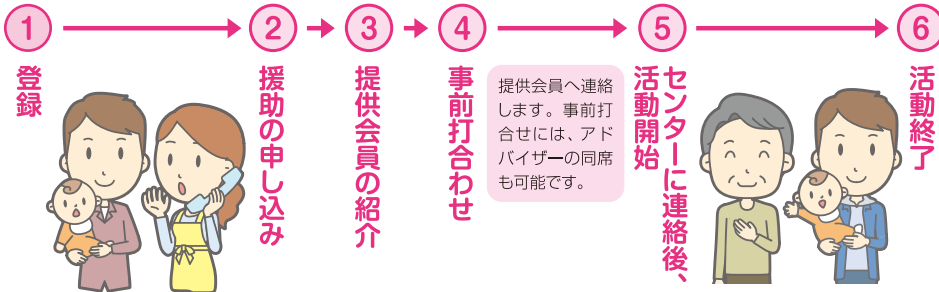
まずは、センターへお気軽にご相談ください。

③ 援助が必要になったら…

活動の流れ

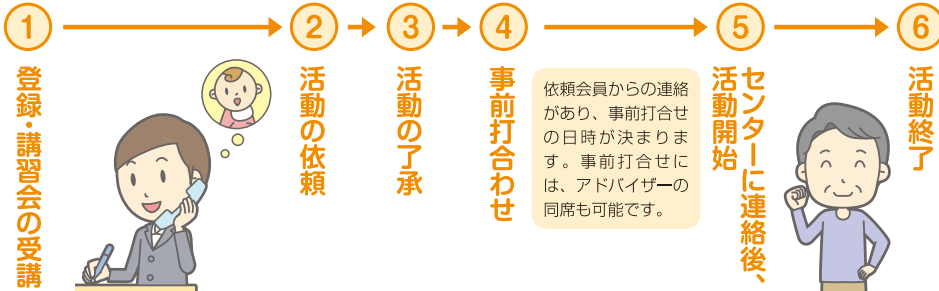
依頼会員の活動の流れ

子育ての援助を受けたい人



提供会員の活動の流れ

子育ての援助を行いたい人



※上記の「活動の流れ」は一般的な流れです。詳しくは各市町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

④会員の心得



- 1 本会の活動の趣旨ときまりを守りましょう。
- 2 お互いのプライバシーは守りましょう。
- 3 援助活動を始める前には、必ずセンターに連絡してください。
- 4 提供会員は、子どもの安全には十分注意してください。
- 5 提供会員は活動報告書（3枚複写式：センター提出用、提供会員用、依頼会員用）を作成します。依頼会員はその活動報告書にサインをし、直接報酬を支払ったあと、活動報告書（依頼会員用）を領収書代わりにもらってください。提供会員は活動報告書（センター提出用）を月末に集計し、すみやかにセンターに送ってください。
- 6 センターを通さないで行われた援助活動は、ファミリー・サポート・センターによる活動には該当しませんので、事故などが生じて、ファミリー・サポート・センター補償保険の対象にはなりません。

注 意 事 項

- 1 援助活動中に事故やトラブルが生じた場合は、センターにすみやかに連絡してください。
- 2 活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後もお守りください。
- 3 活動にあたっては、相手の立場に立つことを忘れないでください。



⑤事前打合せ

事前打合せ

- 1 一人ひとりの個性ある子どものために、依頼会員と提供会員が事前に顔合わせをして子どもの状況や子どもを預かる環境等について話し合うことを「事前打合せ」と呼んでいます。この事前打合せは、会員間の相互の信頼関係を築く初めの一歩として、また、地域で子育て支援の輪を広げていくために、とても大切なものです。
- 2 援助活動は、会員同士の話し合いにより決定し、相互の責任と信頼関係をもとに行うものです。事故やトラブルのないよう、事前打合せはお互い十分に行ってください。
- 3 事前打合せを行う時には、依頼会員から連絡をとってお会いください(約束した時間は必ず守りましょう。)事前打合せは、サポートに入る前の大事な時間です。安心できるサポートのために、必ずお子さんも一緒に会い、援助の具体的な内容やお子さんの様子など詳しい話をしてください。

※各ファミリー・サポート・センターによって事前打合わせの進め方が異なる場合がありますので、まずはアドバイザーにご相談ください。

依頼会員

- 気になること、してほしくないことは事前打合せで率直に話し合い、誤解による事故やトラブルが生じないようにしましょう。
- 事前打合せした依頼内容以外の活動は頼まないでください。
依頼内容に変更が生じる場合は、必ずセンターに連絡してください。
(連絡のない活動は、保険対象外となります。)
- 報酬を支払う時は、子どもの前でむき出しでお金のやりとりをしないよう気を付けてください。

提供会員

- 子育ての方針については、それぞれ家庭ごとに違いがあります。事前に依頼会員とよく話し合いましょう。
- 健康管理に気をつけましょう。
- 援助活動中は、会員証を必ず携帯してください。保育所（園）等の送迎の場合は、必ず施設側に会員証を提示してください。
- 依頼を受けて、サポートできない時は、すみやかにセンターにご連絡ください。

⑥報酬の基準(例)



- 1 報酬の基準は、各ファミリー・サポート・センターの会則で定められています。

月曜日～金曜日 午前7時から午後9時まで	1時間当たり 700 円
土曜日、日曜日、祝日及び年末 年始並びに上記以外の時間	1時間当たり 800 円

- 2 援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 3 援助時間が1時間を超える場合は、その時間が30分に満たないときは、上記の半額とし、30分を超え60分までは1時間とみなします。
- 4 複数の子ども(兄弟姉妹)を同時に預ける場合は、2人目から半額となります。

5 依頼を取り消す場合は、次のとおり提供会員に支払ってください。

- (1) 利用予定日の前日までの取り消し 無料
- (2) 利用当日の取り消し 依頼した時間数の半額
- (3) 取り消しの連絡なし 全額

6 依頼により提供会員に食事やおやつ、おむつ等の用意を依頼した場合、実費をお支払いください。
依頼会員が用意することもできますので、事前打ち合わせの際によくご相談ください。

7 送迎等で公共交通機関・タクシー等を利用した場合は、実費を精算してください。
また、提供会員の自家用車を使用して送迎等のサポートを行った場合、交通費も必要です。



このページに記載されている事項は一例です。それぞれの報酬の基準は、各ファミリー・サポート・センターの会則で定められていますので、アドバイザーにご確認ください。

⑦補償保険制度について



万一の事故に備えて、ファミリー・サポート・センターは「サービス提供会員傷害保険」、「賠償責任保険」及び「依頼子供傷害保険」に加入しています。

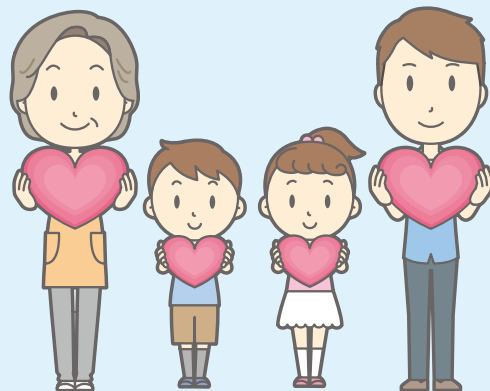
1. サービス提供会員傷害保険

サービス提供会員が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員子ども宅、保育施設等への往復途上(自宅との通常の経路)において、急激かつ偶然に起こった事故により傷害を被った場合に補償するものです。

(対象とならない主な傷害)

- 靴ずれ、しもやけ、ひやけ、日射病等

※センターによって加入している保険が異なりますので、詳細につきましてはアドバイザーにご確認ください。



2. 賠償責任保険

サービス提供会員が、保育サービス提供中の監督ミスや提供した飲食物等が原因で、保険期間中に日本国内において第三者(依頼会員の子どもを含む他人。なお、サービス提供会員と同居の親族を除く。)の身体または財物に損害を与えたことについて、センター及びサービス提供会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

なお、交通事故の場合、車両に対する保険金はお支払いできません。

(対象とならない主な例)

- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、施設外にある船・車両、動物の所有や使用、または管理に起因する賠償責任

3. 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然に起こった事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

(対象とならない主な例)

- サービス提供会員傷害保険と同じです。

「お見舞い金制度」について

お見舞金制度は、サービス利用会員の子どもがサービス提供会員の財物を破損したり、サービス提供会員の子どもにケガをさせた場合等に、サービス提供会員に対し30,000円を限度にお見舞金を支払う制度です。

このページに記載されている事項は一例です。詳細につきましては、アドバイザーにご確認ください。

徳島 ファミリー・サポート・センター
(徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・石井町・神山町)
TEL 088-611-1551

〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 わーくびあ徳島(労働福祉会館)4F

鳴門 ファミリー・サポート・センター
TEL 088-683-0788

〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜24番地2 鳴門市健康福祉交流センター内

板野東部 ファミリー・サポート・センター
(藍住町・北島町・松茂町・板野町・上板町)
TEL 088-693-3033

〒771-1203 板野郡藍住町奥野矢上32-1 藍住町勤労女性センター内

吉野川市 ファミリー・サポート・センター
TEL 0883-22-2440

〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島252-1 日本フネン市民プラザ4F ちびっこプラザ内

阿波市 ファミリー・サポート・センター
TEL 0883-30-3526

〒771-1703 阿波市阿波町東原173番地1 阿波市阿波地域交流センター あわむすび内

美馬 ファミリー・サポート・センター (美馬市・つるぎ町)
TEL 0883-53-1108

〒779-3602 美馬市脇町猪尻字西分116-1 美馬市地域交流センター2F



ファミリー・サポート・センター

この冊子は、徳島県内のファミリー・サポート・センター共通の手引です。
詳細は、各センターにお問い合わせください。

徳島県 こども未来部 子育て応援課 次世代育成担当

〒770-8570 徳島市万代町1-1

TEL:088-621-2730

阿南 ファミリー・サポート・センター
TEL 0884-24-5550

〒774-0030 阿南市富岡町今福寺40-17 阿南市社会福祉会館2F

那賀町 ファミリー・サポート・センター
TEL 0884-63-0114

〒771-5207 那賀郡那賀町阿井字西7 那賀町地域子育て支援センター内

みなみ ファミリー・サポート・センター
TEL 0884-77-2111

〒779-2305 海部郡美波町奥河内字井ノ上22-3 美波町児童館・女性会館マーメイド内

牟岐町 ファミリー・サポート・センター
TEL 0884-72-1161

〒775-0004 海部郡牟岐町大字川長字市宇谷1番

かいよう ファミリー・サポート・センター
TEL 0884-74-3112

〒775-0302 海部郡海陽町奥浦字新町44番地 海陽町役場 海部庁舎3F

みよし ファミリー・サポート・センター
TEL 0883-72-7663

〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474 子育て支援課内

東みよし町 ファミリー・サポート・センター
TEL 0883-82-6306

〒779-4795 三好郡東みよし町加茂3360 東みよし町役場 福祉課内